



## 第二十三回

# 地域自主戦略交付金スタート

Yoshio Matsumoto

松本克夫

ジャーナリスト

民主党の看板政策であるひも付き補助金の一括交付金化が二〇二一年度からスタートします。一括化した新しい交付金は「地域自主戦略交付金（仮称）です。これにより自治体の自由度がどれだけ広がるのか見ものです。

### まずは都道府県の公共事業から

国から地方に配分している補助負担金は約二十一兆円あります。このうち、二〇二一年度は投資関係の補助負担金約三兆三千億円が一括化の対象になりました。つまり社会保障・義務教育関係や経常的な補助負担金は除いていきます。やりやすいものから手を付けたということです。しかも、初年度は都道府県向けだけが対象で、数多くて配分の仕方が難しい市町村向けは二年目以降に持ち越されました。

一括交付金の対象事業は、①社会資本整備総合交付金の一部（国土交通省）②農山漁村地域整備交付金の一部（農林水産省）③水道施設整備費補助（厚生労働省）④交通安全施設整備費補助金の一部（警察庁）⑤学校施設環境改善交付金の一部（文部科学省）⑥工業用水道事業費補助（経済産業省）⑦自然環境整備交付金の一部（環境省）⑧環境保全施設整備費補助金（環境省）⑨消防防災施設整備費補助金（総務省）の九つです。各省単位ではなく、各省をまたい

だものになっています。昨年六月の地域主権戦略大綱の「各府省の枠にとらわれずに使えるようにし」という記述を守った形です。

内閣府に一括して計上される地域自主戦略交付金の総額は五千二百億円で、このうち、沖縄県向けの沖縄振興自主戦略交付金が三百二十一億円ですから、残りの四千七百九十九億円が四十六都道府県に配分されます。配分の仕方は確定していませんが、継続事業に支障がないようにするため、初年度は、九割は継続事業の事業量に基づいて配分し、残り一割は人口や面積などの客観的な指標を基に配分する方針です。二年目以降は客観的指標に基づく配分を徐々に増やしていくことにしています。

配分を受けた都道府県は、その枠内で対象事業のうちから自由に選択できることになりました。仮に道路整備を重点にしたいとすれば、ほかの対象事業を減らして、交付金の多くを道路整備に集中することが可能になります。ただ、初めは継続事業が多いとすると、大胆な重点化は難しいかもしれません。

### 制度は進化するか

地域自主戦略交付金は年々進化していくものとして構想されています。二年目以降、順次、対象補助負担金を投資関係から経常関係へと広

げ、配分先も都道府県から市町村へと広がっていく予定です。投資関係にしても、二年目は市町村が加わるため、総額は一兆円強に膨らむ見込みです。初年度は九事業を一つのブロックにまとめましたが、戦略大綱にしたがって、このブロックは「地方の自由度を拡大する方向で、不断に見直しを行う」ことが必要でしょう。

小泉内閣が推進した三位一体改革では、約四兆七千億円の補助負担金の削減が実施されました。しかし、補助負担率の引下げによる削減にとどまり、約三兆円の税源移譲があったものの、地方の自由度拡大には結び付きませんでした。その点、地域自主戦略交付金は、国と地方の協議を通じて、制度の改善を進めていけば、少しずつ自由度が拡大していきそうです。

しかし、国が地方に配分するものである限り、どうしても越えられない壁があります。地方の自主財源とは違って、公共事業に使っていた金を教育のソフトの分野に回したいと考えても、地域自主戦略交付金ではそこまでの自由は認められないでしょう。

やはり最後は、国から地方への税源移譲か地方交付税との一体化が必要になるでしょう。客観的な指標による配分を増やしていけば、地方交付税と似てきます。制度を進化させていき、早目に最終ゴールへと向かうべきでしょう。